

平成23年(行ウ)第17号、第18号 第二次泡瀬干潟公金支出差止請求事件

原告 前川盛治 外274名

被告 沖縄県知事、沖縄市長

準備書面 (21)

2013年1月24日

那覇地方裁判所 民事第2部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

原告ら訴訟復代理人弁護士

同

同

籠橋 隆明

鋳口 崇

喜多 自然

栗山 知

齋藤 祐介

白川 秀之

長谷川 鉦治

原田 彰好

日高洋一郎

堀 雅博

間宮 静香

御子柴 慎

横江 崇

松本 徹意

吉浦 勝正

宮本 増

本書面では、新港地区国際物流拠点産業集積地域（旧特別自由貿易地域<FTZ>。以下、旧FTZという）の企業数、雇用者数、民間への分譲率等の問題点、結果として旧FTZ構想が失敗していることについて述べる。

第1 新港地区国際物流拠点産業集積地域（旧FTZ）の企業数について

1 沖縄県議会議員嘉陽宗儀氏に2012年12月13日に提出された資料

(甲 B67 号証の 1 ないし 3) によれば、旧 FTZ の企業数は 34 社 (2012.10 月末時点)、雇用者数は 468 人 (2012.10 月時点) になっている (甲 67 の 1) が、この数は、現時点では次のように変動している。

- 2 まず、企業数であるが、34 社の中には、(株) ワールドティエヌティが含まれているが、この会社は、すでに旧 FTZ 地域から撤退し、現在建物はあるが稼働はしていない。これは、沖縄県企業立地ガイド (甲 B 第 68 号証) の地図の中に、(株) ワールドティエヌティがないこと、同資料 12 ページの旧 FTZ に立地した企業の紹介にも記載されていないことなどからも明らかである。この企業は、地図でいうと (株) アクロラドの下の土地 (⑮と記載されている所。に立地していた (甲 B69 号証)。沖縄県は、甲 B 第 68 号証では (株) ワールドティエヌティを削除しているのに、その後作成された甲 B67 号証の 2 では、(株) ワールドティエヌティを FTZ に立地している企業数に入れている。これは明らかな虚偽でもある。

また、県の賃貸工場内に進出していた (株) Gusque は、すでに事業を停止し事実上の倒産状態にあり、従業員も給与支払いの遅れなどから現在では全員が退社し、工場の賃貸料も滞納していたため県も 2012 年 12 月から工場の使用許可を出していない (甲 B70 号証、「沖縄タイムス」(2012 年 12 月 21 日))。

- 3 以上のことから、現時点 (2012 年 12 月 31 日) での企業社数は 34 社から、(株) ワールドティエヌティ、(株) Gusque の 2 社を引いて 32 社になる。

第 2 新港地区国際物流拠点産業集積地域 (旧 FTZ) の雇用者数について
旧 FTZ の雇用者数は、稼働を停止している (株) Gusque の 20 人 (甲 B70 号証) を差し引くべきである。

また (株) ワールドティエヌティの雇用者数は県が明らかにしていないので不明だが、旧 FTZ 企業 34 社で 468 人という雇用者数を元に 1 社平均の雇用者数を計算すると約 14 人であるから、それも差し引くと旧 FTZ の雇用者数は、約 434 人 ($468 - 20 - 14 = 434$) であ

り、468人は実数より水増しされた人数であることは明らかである。

なお、(株)ワールドティエヌティの雇用者数は、平均の約14人としたが、この数値が過大であれば(過小であっても)、沖縄県企業立地推進課が正確な数を把握しているはずであるので、明らかにして頂きたい。

第3 新港地区国際物流拠点産業集積地域(旧FTZ)の民間への土地の分譲率について

新港地区国際物流拠点産業集積地域(旧FTZ)の民間への土地の分譲率は、2.1%であった(甲B71号証)。この実質分譲率も(株)ワールドティエヌティ(3,563㎡)が撤退していることから、それを差し引いて計算すると、民間への実質分譲率は下記の通り、1.73%になる。

- ① 分譲予定面積 893,000㎡
 - ② これまでの分譲済み面積(アクロラド、コンポルトジャパン、うるまバイオ、ワールドティエヌティ、合計19,000㎡)
 - ③ ワールドティエヌティ 3,563㎡(現在撤退)
 - ④ 現在の民間への分譲面積 15,437㎡(19,000-3,563=15,437㎡)
- 民間への分譲率 $④ \div ① \times 100 = 1.73\%$

以上の通り、旧FTZの民間への分譲率は、唯でさえ低い2.1%から実質1.73%にまで低下しているのである。

第4 新港地区国際物流拠点産業集積地域(旧FTZ)は、旧FTZの企業の雇用者数より港を使わないIT企業の雇用者数が多いことについて

現在の新港地区国際物流拠点産業集積地域がFTZに指定されたのは1999年である。それから現在(2012年)まで約13年が経過しているが、FTZの雇用者数は、上に示したように現時点で約434人であり、「特別自由貿易地域中城湾港新港地区基本計画(平成11年3月作成。甲B72)の推計では91社6,146人の雇用人口を見込んでいたことからすれば、現在の雇用数434名は僅か7.06%の達成率というものであり、FTZ構想の失敗は明らかである(なお、前記91社6,146

人の見込みは、2008年に到達すべき見込み数であったが、2008年3月には2011年度目標として上記見込みを大きく下回る75社2,505人が設定されている。この時点で見通しが甘かったことは露呈していたのである。甲B73)。

それに対し、2007年から進められたFTZへのIT企業の誘致は、僅か5年しか経過していないのに、港を利用しないIT企業の雇用者数は973名(甲B67の3)で旧FTZの434名の約2.2倍まで膨れ上がっている。

以上のことから、旧FTZ(FTZ)構想が失敗していることは明らかであり、現段階において東埠頭の整備は沖縄県の課題として挙げられるべきものではなくなっている。

第5 県経済界、沖縄県の重点課題

現在の県経済界や沖縄県の大きな課題は、新港地区東埠頭の整備ではなく、那覇空港の国際物流拠点としての整備や、それと連動した那覇港の国際物流拠点化である(甲B74、75)。

原告ら準備書面(16)の4頁でも指摘したが、本件埋立事業は「FTZへの船舶入港を可能とし、その機能を早期に発現していく」として「FTZと一体不可分の関係」(東埠頭の浚渫土砂を埋立に使用する)として進められてきたが、事業の大きな柱の一つであるFTZ構想が既に失敗に終わっていると言わざるを得ない現在、新港地区東埠頭の浚渫土砂の処分場としての本件埋立事業はその経済的合理性を失っていると言わなければならない。多額の費用をかけて無駄に埠頭を整備し、その際の浚渫土砂をまた多額の費用をかけて埋立に使うというのは、税金を使用する公共事業としては、まったく経済的な合理性が認められないのである。

以上